

議案第31号

七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

七飯町国民健康保険税条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「令和3年度分（令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限が到来するものに限る。）及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から同年12月31日」に改め、「（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、減免を受けようとするための書類の提出期限は、同年12月28日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例附則第18項の規定は、令和5年4月1日以後に納期限が到来する国民健康保険税の減免について適用し、同日前に納期限が到来した国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。